

第6章 障害福祉サービス量等の 見込み

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

- 1 計画の策定に当たって
- 2 計画の方針
- 3 成果目標及び活動指標
- 4 障害福祉サービス・障害児支援の見込量
- 5 地域生活支援事業の見込み

1 計画の策定に当たって

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）に則して定めるものです。

※ 国の基本指針は、令和2年5月19日に改正されました。

(1) 国の基本指針の主な改正ポイント

- ア 地域における生活の維持及び継続の推進
 - 地域生活支援拠点等の機能の充実
 - 日中活動支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
- イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
 - ギャンブル等依存症について、地域の包括的な連携協力体制の構築
- ウ 福祉施設から一般就労への移行等
 - 一般就労への移行や工賃向上への取組の促進
 - 障がい者が安心して働き続けられる環境整備の推進
- エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - 属性にかかわらず地域の様々な相談を受け止める相談支援
 - 就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
- オ 発達障がい者等支援の一層の充実
 - 発達障がい者等に対する適切な支援の実施
 - 発達障がい者等の家族に対する支援体制の充実
- カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
 - 重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性
 - 医療的ケア児等に対する関係機関の共通理解に基づく包括的支援体制の構築

- キ 障がい者の社会参加等を支える取組
 - 障がい者による文化芸術活動の推進
 - 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進

- ク 障害福祉サービスの質の確保
 - サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- ケ 福祉人材の確保
 - 障害福祉サービスの提供体制の確保及び人材確保の必要性

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める事項

- ア サービスの提供体制を確保していくための目標（成果目標）

- イ 各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量の見込み（活動指標）

- ウ 障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量を確保するための方策

2 計画の方針

本計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、サービスを必要とされる方に適正なサービスが提供されるようサービス基盤整備を図る必要があります。

- (1) 「第4章 施策の展開」の取組方針を踏まえたサービス基盤整備を行います。
- (2) 重度の自閉症、重症心身障がい、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする方が利用できるサービス体制の構築を推進します。
- (3) 障がいのある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援体制を強化します。
- (4) 安定したサービスを提供するために、障害福祉サービス事業所において新たな職員を確保・育成するとともに、職場定着に向けた取組を進めます。
- (5) 良好かつ適切なサービス提供を継続していくために、必要に応じて障害福祉サービス事業所等に対して指導や監査を行います。
- (6) 第5期計画の実績に基づき、本計画の推進に向けた課題の整理を行い、一人当たりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案し、成果目標及びサービス量などを見込みます。

3 成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成28年度末の施設入所者159人のうち、平成30年度に1人、令和元年度に1人が地域生活へ移行しました。第5期での地域生活移行者数は、現時点で2人であり、8人という目標達成は困難な状況です。
- 令和元年度末の施設入所者数は163人であり、平成28年度末(159人)からの増加数は4人でした。

ウ 本市の考え方

- 国の基本指針、施設入所支援の利用状況、入所者の地域生活へのニーズ等を踏まえるとともに、丁寧な意思決定支援の実施体制、日中活動支援型グループホームの開設など、地域での支援に係る資源の状況を総合的に勘案し、地域生活への移行に係る成果目標を設定します。
- 障害者支援施設における入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施及び地域で生活する障がい者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制の確保を目指します。

施設入所者の地域生活の移行目標

項目	数値	考え方
【基準】施設入所者数 A	163人	令和元(2019)年度末現在
【成果目標】地域生活移行者数 B	5人 (3%)	Aのうち令和5(2023)年度末までに移行する者の目標値
新たな施設入所者 C	5人	令和5(2023)年度末までに新たに施設入所が必要な者の見込数
施設入所者 D ($D=A-B+C$)	163人	令和5(2023)年度末の利用見込数
【成果目標】施設入所者の削減数 E ($E=A-D$)	0人 (0%)	令和5(2023)年度末目標数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の基本指針で示された考え方

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とします。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とします。

※ 上記項目の具体的な成果目標については、神奈川県が設定します。

イ これまでの状況

- 本市では、医療上、退院可能な精神障がい者が地域生活を希望する場合は、医療機関、保健福祉事務所、相談支援事業所等と連携を図りながら、退院に向けた支援及び地域生活への定着支援を行ってきました。

ウ 本市の考え方

- 精神障がい者が安心して地域生活を送るために、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進を検討する地域包括ケア推進会議を活用するとともに、地域課題の解消及び支援体制の構築について、障害者協議会において検討していきます。
- 地域移行等に係る障害福祉サービスを充実し、利用を促進することで精神障がい者の地域移行を支援します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催等の活動指標

項目	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
開催回数	2回	2回	2回
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者等の参加者数	11人	11人	11人

精神障がい者の地域移行等に係る障害福祉サービスの利用者数見込み

項目	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
地域移行支援の利用者数	2人	2人	3人
地域定着支援の利用者数	2人	2人	3人
共同生活援助の利用者数	27人	33人	39人
自立生活援助の利用者数	3人	6人	9人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成28（2016）年度の障害者協議会において、夜間、休日等の緊急時の受入れや体験の機会を中心に拠点機能について検討を行い、面的整備として整備済みとしています。
- しかしながら、緊急時の対応に係る「安心生活支援プラン」が在宅の障がい者やその家族に浸透しておらず、また、短期入所施設等への送迎などの役割分担や障がい福祉サービス等を利用していない障がい者の緊急時対応などの課題があり、拠点機能が十分に果たされているとはいえない状況です。

ウ 本市の考え方

- 介護者の高齢化や「親亡き後」であっても安心して地域で生活するために、障害者協議会等において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施します。
- 市内障害福祉サービス事業所及び関係機関と連携し、地域生活拠点等の登録事業所数を増やすことで実効性のある拠点機能の確立を図ります。

地域生活支援拠点に係る活動指標

項目	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 箇所 (面的整備で整備済み)		
拠点機能に係る検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5（2023）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元（2019）年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。
- 令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。
- 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障がい者における就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましいです。

イ これまでの状況

- 本市の福祉施設利用者の一般就労移行者数は、平成30（2018）年度に31人、令和元（2019）年度に24人でした。第5期計画では、令和2（2020）年度の成果目標として25人と見込んでいましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、達成状況に影響が出ると考えています。
- 本市の就労移行支援事業の利用者数は、平成30（2018）年度末に98人、令和元（2019）年度末に106人と微増傾向が続いています。第5期計画では、令和2（2020）年度末の成果目標として56人と見込んでいますが、これまでの動向から目標達成は可能であると予測しています。
- 令和元（2019）年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者24人に対し、就労定着支援事業の利用者数は11人であり、全体としての利用割合は45.8%となっています。

ウ 本市の考え方

- 障がい者が就労しやすい環境づくりに向け、企業、ハローワーク、就労支援機関等と連携し、雇用促進に向けた取組を実施します。
- 障がい者が一般就労した後に長く働き続けることができるように、就労定着支援事業の利用を促進するとともに、職場における障がい者理解及び支援の促進に向けた取組を実施します。

第6章

障がい者の一般就労に係る活動指標及び成果目標

項目	令和元 (2019) 年度	令和3 (2019) 年度	令和4 (2019) 年度	令和5 (2023) 年度
	実績【基準】	【活動指標】		【目標】
一般就労移行者数	24人	28人	30人	32人 (1.33倍)
【内訳】				
就労移行支援 事業所	14人	15人	17人	19人 (1.35倍)
就労継続支援 A型事業所	5人	5人	6人	7人 (1.40倍)
就労継続支援 B型事業所	3人	3人	3人	4人 (1.33倍)
その他事業所	2人	2人	2人	2人 (1.00倍)
一般就労への移行者 のうち就労定着支援 事業を利用した人数	11人	17人	20人	23人 (一般就労移行 者数の7割)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。
- 令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。
- 令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成29（2017）年4月1日に厚木市児童発達支援センターひよこ園を設置し、重症心身障がい児の受入れの拡大を図りました。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、障害者協議会、厚愛地区小児等在宅医療連絡会議等を活用しています。

ウ 本市の考え方

- 児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障害児通所支援体制を構築します。
- 障がい児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の利用促進を図ります。
- 保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための課題を協議する場として、障害者協議会、厚愛地区小児等在宅医療連絡会議等を活用するとともに、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進を検討する地域包括ケア推進会議においても課題を提起していきます。
- 令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置又はコーディネート機能を有する支援体制を構築します。

第6章

障害児支援に係る提供体制の整備に係る活動指標

項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童発達支援センター	設置済み (1 か所)		
保育所等訪問支援実施事業所	確保済み (4 か所)		
主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所	確保済み (1 か所)		
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	確保済み (1 か所)		
医療的ケア児支援のための協議の 場の有無	設置済み		
医療的ケア児等に関するコーディネーター【又はコーディネート機能を有する支援機関】	1人 【1 か所】	1人 【1 か所】	1人 【1 か所】

(6) 相談支援体制の充実・強化等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成27（2015）年度に、障がい者基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の障がい者相談支援センターを3か所設置しました。
- 平成28（2016）年度、平成29（2017）年度及び令和元（2019）年度に、障がい者相談支援センターを1か所ずつ増設してきました。
- 市内10か所の地域包括支援センターと連携を図り、総合的な相談支援体制を構築しています。

ウ 本市の考え方

- 地域において、より相談しやすい環境を整えるため、障がい者相談支援センターの増設及び相談支援専門員の増員を図ります。
- 相談者の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めることのできる総合的な相談支援体制の構築を図ります。
- 専門的な相談支援の実施に向けて、専門的知識を有する職種の配置、相談支援専門員向けの研修会の開催、関係機関による相談支援専門員に対する同行支援等を実施し、地域においても専門的な相談に対応できる支援体制の構築を図ります。
- 発達障がい児者及びその家族からの相談支援体制を充実させるとともに、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けることができるよう、ペアレントトレーニング等を実施します。

第6章

相談支援体制の充実・強化のための取組に係る活動指標

項目	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
総合的・専門的な相談支援 の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者への 専門的指導・助言件数	120件	130件	150件
地域の相談支援事業者への 人材育成支援件数	10件	15件	20件
地域の相談機関との連携強 化取組実施回数	10回	13回	15回

発達障がい者への支援に関する取組に係る活動指標

項目	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
ペアレントトレーニング等 支援プログラムの受講人数	5人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	2人
ピアサポート活動への参加 人数	100人	110人	120人

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5（2023）年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

イ これまでの状況

- 障がい者基幹相談支援センターにおいて、市内相談支援事業所を巡回し、事業所の課題や相談支援専門員の資質向上等についてヒアリングを実施しています。
- 療育相談センターまめの木において、市内放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所を巡回し、支援員の資質向上や事業所の構造等について助言を行っています。

ウ 本市の考え方

- 障害福祉サービス等の質の向上を図る取組について、障害者協議会において具体的な手法を検討します。
- セルフプランから計画相談への切り替えを促進し、事業所間で利用者の障がい特性等を共有することで、質の高いサービスを提供します。
- 市職員が障害者総合支援法その他国の障害福祉施策の理解を深めることにより、障がい者が真に必要とする障害福祉サービスの提供について実効性のある検証を行います。
- 障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤内容等について市内事業所等と共有することで、事業所の適正な運営を確保します。

神奈川県等が実施する障害福祉サービス等の研修参加に係る活動指標

項目	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
市職員の延べ参加人数	20人	25人	30人

第6章

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用に係る活動指標

項目	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
審査結果の分析結果を 事業所等と共有する体 制の有無	有り	有り	有り
実施回数	1回	1回	1回

4 障害福祉サービス・障害児支援の見込量

(1) 障害福祉サービスの充実

本計画の策定に当たり、令和元（2019）年11月18日から12月6日までに実施した「厚木市障害福祉サービス利用実態調査」では、「障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするためには、行政にどのような取組を求めますか。」という質問に対して、九つの選択肢の中から「介護保険や障害福祉サービスの充実」を選択した人が最も多く、52.7%という結果となりました。

このことから、住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、障がい者のライフスタイルの変化や障がい特性に応じ、個々のニーズに合ったサービス提供が必要になります。

そのため、医療・福祉・介護が連携し、できる限り地域生活を続けられるサービスの提供体制の構築を目指していきます。

なお、障がい者が利用できるサービスの種類は、大きく次の二つに区分されます。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、居宅介護や短期入所などの介護給付、就労移行支援や共同生活援助などの訓練等給付等があり、全国的な統一基準に基づき実施するものです。また、障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、障害福祉サービス等の必要なサービス量を見込むことになっています。

障がい者の増加に伴いサービス利用量も増加が見込まれるため、障がい者が地域生活を送る上で必要なサービス量の確保に努めます。

イ 障害児支援

障害児通所支援は、障がい児が利用できるサービスです。児童福祉法に基づき、市町村が定める障害児福祉計画において、障害児通所支援等の必要なサービス量を見込むことになっています。

障がい児が、身近な地域できめ細かな支援を受けられるようサービス量の確保に努めます。

第6章

(2) 第5期障害福祉計画の実績

障害福祉サービスの利用実績

区 分		単 位	平成 30 (2018) 年度			令和元 (2019) 年度			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
日中活動系	生活介護	日/月	7,315	6,684	91.4	7,505	6,784	90.4	101.5
		人/月	385	373	96.9	395	371	93.9	99.5
	自立訓練 (機能)	日/月	90	106	117.8	90	101	112.2	95.3
		人/月	6	6	100.0	6	8	133.3	133.3
	自立訓練 (生活)	日/月	120	58	48.3	120	44	36.7	75.9
		人/月	12	6	50.0	12	5	41.7	83.3
	就労移行支援	日/月	935	889	95.1	935	1,033	110.5	116.2
		人/月	55	53	96.4	55	55	100.0	103.8
	就労継続支援 A型	日/月	1,900	1,385	72.9	2,090	1,456	69.7	105.1
		人/月	100	77	77.0	110	77	70.0	100.0
	就労継続支援 B型	日/月	5,184	5,723	110.4	5,312	6,127	115.3	107.1
		人/月	324	366	113.0	332	382	115.1	104.4
	就労定着支援	人/月	20	25	125.0	22	39	177.3	156.0
	療養介護	人/月	22	17	77.3	22	16	72.7	94.1
	短期入所 (福祉型)	日/月	—	650	—	—	495	—	76.2
		人/月	—	214	—	—	99	—	46.3
短期入所 (医療型)	日/月	—	34	—	—	16	—	47.1	
	人/月	—	9	—	—	4	—	44.4	

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分

※ 短期入所については、本計画から「福祉型」と「医療型」に区分されたため、前計画（第5期）において目標値が設定されていません。

障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画)

障害福祉サービスの利用実績

		平成 30 (2018) 年度			令和元 (2019) 年度				
区 分	単 位	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	実績の 前年度比 (%)	
訪問系	居宅介護	時間/月	5,592	5,110	91.4	5,684	5,571	98.0	109.0
		人/月	240	239	99.6	245	238	97.1	99.6
	重度訪問介護	時間/月	2,922	3,595	123.0	2,951	3,883	131.6	108.0
		人/月	15	18	120.0	15	16	106.7	88.9
	同行援護	時間/月	785	857	109.2	790	646	81.8	75.4
		人/月	35	43	122.9	36	33	91.7	76.7
	行動援護	時間/月	393	729	185.5	414	877	211.8	120.3
		人/月	13	24	184.6	14	27	192.9	112.5
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	—	0	0	—	—	
	人/月	0	0	—	0	0	—	—	
居住系	共同生活援助	人/月	124	140	112.9	127	144	113.4	102.9
	施設入所支援	人/月	159	166	104.4	159	162	101.9	97.6
	自立生活援助	人/月	0	0	—	1	0	0.0	—
相談支援	計画相談支援	人/月	136	109	80.1	152	161	105.9	147.7
	地域移行支援	人/年	1	0	0.0	2	1	50.0	—
	地域定着支援	人/年	0	0	—	1	0	0.0	—

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 時間数は、月間の延べ利用時間数、人数は、月間又は年間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分（地域移行支援及び地域定着支援を除く。）

※ 地域移行支援及び地域定着支援の実績は、年間の実利用者数

第6章

障害児通所支援の利用実績

区 分		単 位	平成 30 (2018) 年 度			令和元 (2019) 年 度			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
通所支援	児童発達支援	日/月	1,227	1,609	131.1	1,391	1,862	133.9	115.7
		人/月	179	204	114.0	192	218	113.5	106.9
	医療型児童発達支援	日/月	0	0	—	0	0	—	—
		人/月	0	0	—	0	0	—	—
	放課後等デイサービス	日/月	4,158	4,455	107.1	4,259	4,240	99.6	95.2
		人/月	462	439	95.0	501	443	88.4	100.9
	保育所等訪問支援	日/月	10	4	40.0	12	2	16.7	50.0
		人/月	5	4	80.0	6	3	50.0	75.0
	居宅訪問型児童発達支援	日/月	2	0	0.0	4	0	0.0	—
		人/月	1	0	0.0	2	0	0.0	—
障害児相談支援	人/月	36	36	100.0	48	18	37.5	50.0	

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分

(3) 障害福祉サービス

ア 日中活動系サービス

施策の方向5 多様な就労支援

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
生活介護 (18事業所)	常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 機能訓練(1事業所) 生活訓練(1事業所)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な身体機能又は生活能力を高めるための訓練を行います。
就労移行支援 (6事業所)	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。
就労継続支援 A型(3事業所) B型(19事業所)	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。
就労定着支援 (4事業所)	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、就労に伴う日常生活上の問題等に対応するための相談、企業訪問、関係機関との連絡調整等を行います。
療養介護 (1事業所)	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 福祉型(13事業所) 医療型(2事業所)	自宅で障がい者を介護する人が疾病等の理由で介護できない場合に、短期間の入所をすることにより、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※ ()内の事業所数は、令和2(2020)年10月1日現在の数値です。

以下のサービスも同様です。

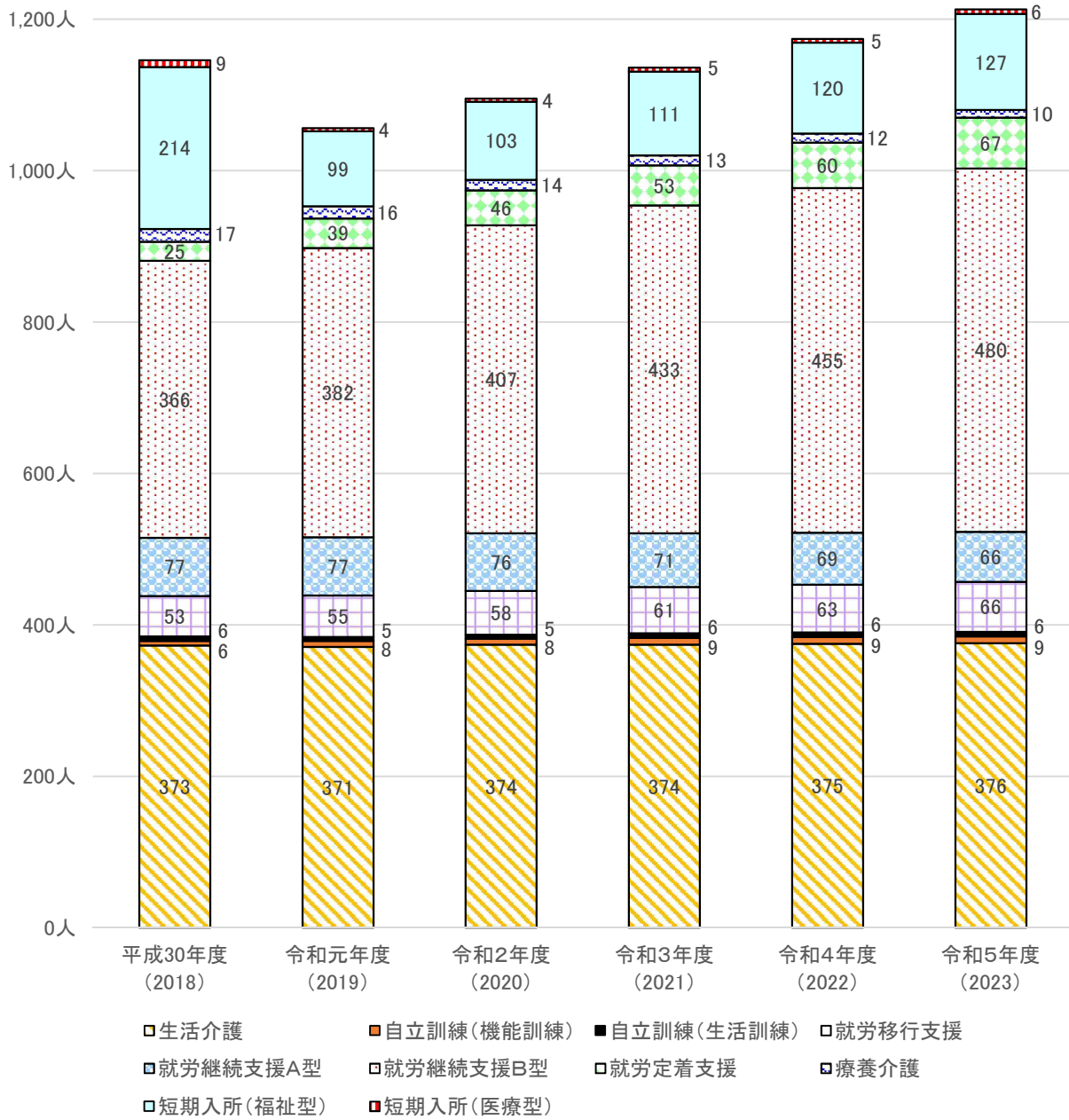
第6章

サービス利用量	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度
生活介護	日/月	6,684	6,784	6,749	6,656	6,647	6,601
	人/月	373	371	374	374	375	376
自立訓練 （機能訓練）	日/月	106	101	116	132	147	162
	人/月	6	8	8	9	9	9
自立訓練 （生活訓練）	日/月	58	44	44	44	44	44
	人/月	6	5	5	6	6	6
就労移行支援	日/月	889	1,033	1,114	1,192	1,294	1,380
	人/月	53	55	58	61	63	66
就労継続支援 A型	日/月	1,385	1,456	1,433	1,352	1,342	1,303
	人/月	77	77	76	71	69	66
就労継続支援 B型	日/月	5,723	6,127	6,497	6,918	7,316	7,712
	人/月	366	382	407	433	455	480
就労定着支援	人/月	25	39	46	53	60	67
療養介護	人/月	17	16	14	13	12	10
短期入所 （福祉型）	日/月	650	495	650	685	720	755
	人/月	214	99	103	111	120	127
短期入所 （医療型）	日/月	34	16	37	39	41	43
	人/月	9	4	4	5	5	6

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分（令和2（2020）年度は、見込み）

障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画)



第6章

イ 訪問系サービス

施策の方向7 社会参加の促進

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

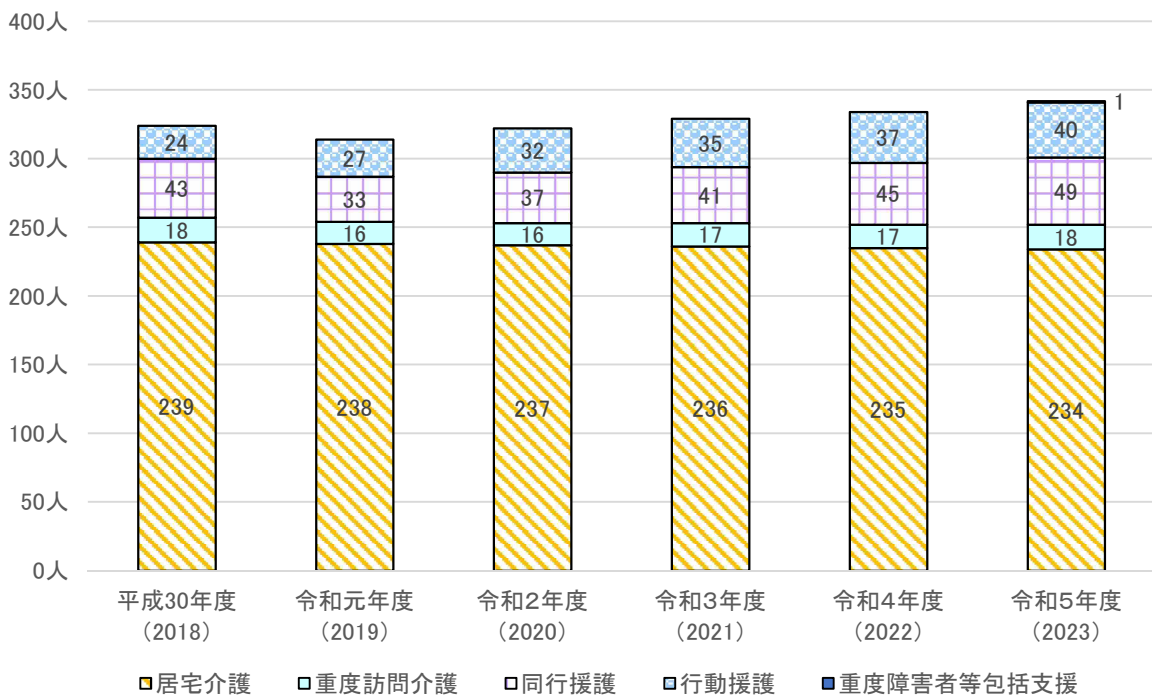
サービスの種別	サービスの内容
居宅介護 (38 事業所)	居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事及び通院に伴う介助などを行います。
重度訪問介護 (35 事業所)	常時介護を必要とする重度の障がい者に対して、自宅で行う介護や家事、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
同行援護 (7 事業所)	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供（代読、代筆を含む。）や移動の援護を行います。
行動援護 (5 事業所)	行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援 (県内になし)	常時介護を必要とする障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画)

サービス利用量	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
居宅介護	時間/月	5,110	5,571	5,551	5,497	5,625	5,643
	人/月	239	238	237	236	235	234
重度訪問介護	時間/月	3,595	3,883	4,200	4,666	5,023	5,403
	人/月	18	16	16	17	17	18
同行援護	時間/月	857	646	675	704	734	763
	人/月	43	33	37	41	45	49
行動援護	時間/月	729	877	1,046	1,206	1,297	1,437
	人/月	24	27	32	35	37	40
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	744
	人/月	0	0	0	0	0	1

※ 時間は、月間の延べ利用時間、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分（令和2（2020）年度は、見込み）



第6章

ウ 居住系サービス

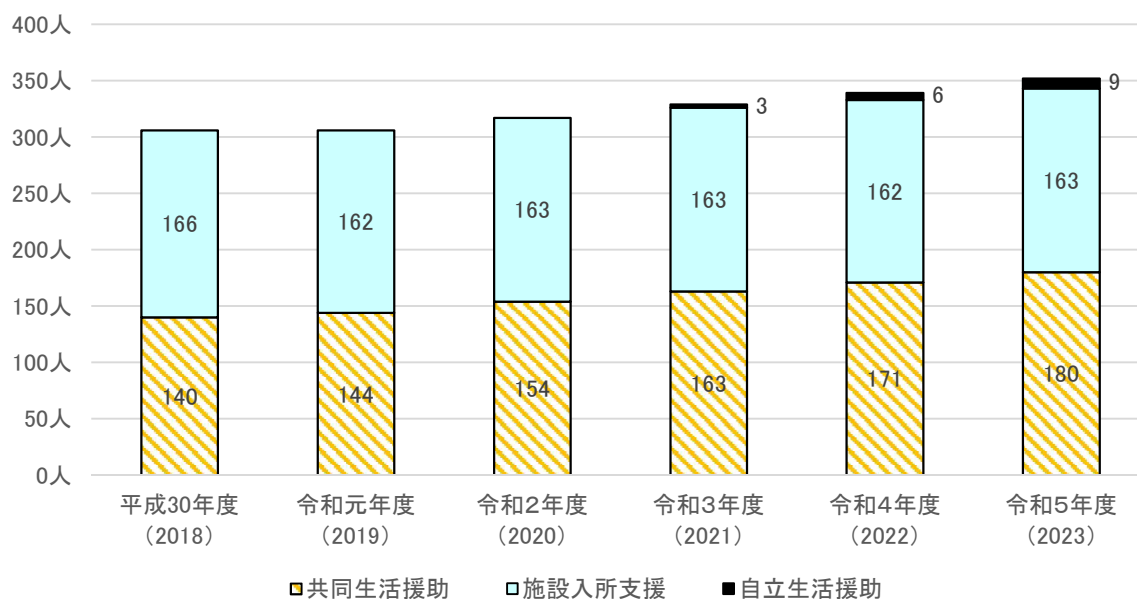
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
共同生活援助 (18事業所)	共同生活の住居に居住する障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援 (9事業所)	施設に入所している障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助 (市内になし)	居宅において一人暮らし等をしている障がい者に対し、定期的な訪問等により利用者の状況を把握し、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

サービス利用量	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
共同生活援助	人/月	140	144	154	163	171	180
施設入所支援	人/月	166	162	163	163	162	163
自立生活援助	人/月	0	0	0	3	6	9

※ 人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分（令和2（2020）年度は、見込み）



エ 相談支援サービス

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

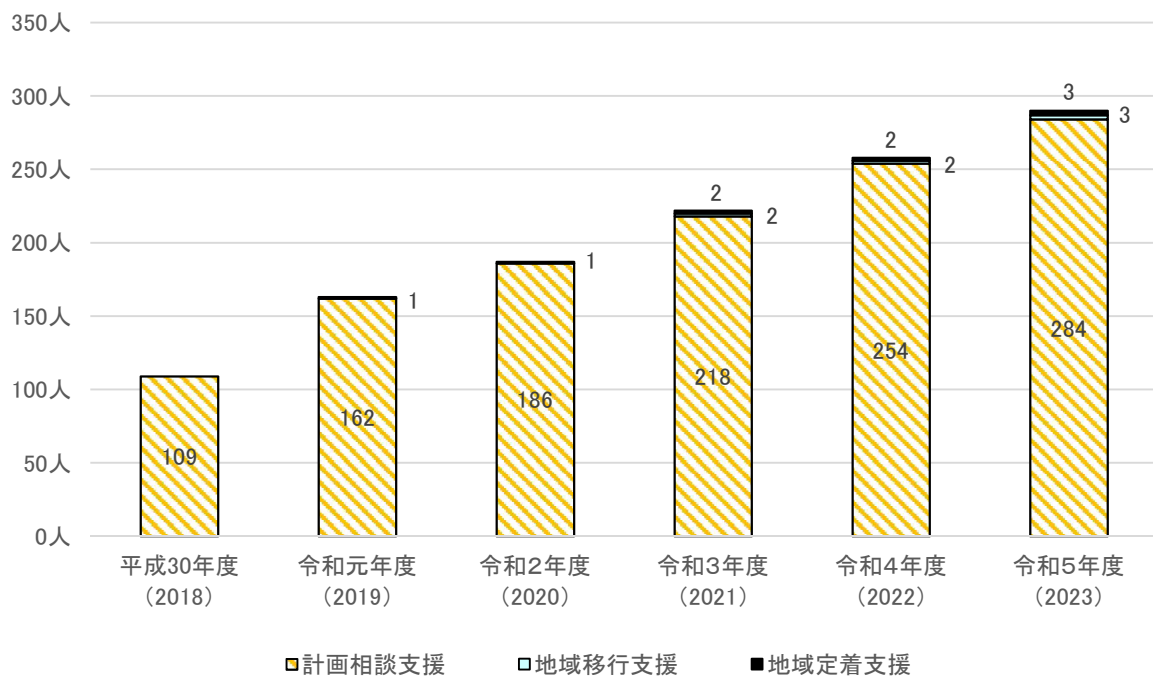
サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援 (15事業所)	障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用についての意向等を基に、サービス等利用計画を作成します。また、障害福祉サービスの利用状況の検証等を行います。
地域移行支援 (3事業所)	施設や病院に入所等している障がい者を対象に、地域移行支援計画を作成するとともに、外出の同行支援や住居確保など新生活の準備等の支援を行います。
地域定着支援 (3事業所)	自宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因する緊急の事態等には必要な支援を行います。

サービス利用量	単位	第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画相談支援	人/月	109	162	186	218	254	284
地域移行支援	人/年	0	1	1	2	2	3
地域定着支援	人/年	0	0	0	2	2	3

※ 計画相談支援の実績は、各年度の3月分の実利用者数(令和2(2020)年度は、見込み)

※ 地域移行支援及び地域定着支援の実績は、年間の実利用者数(令和2(2020)年度は、見込み)

第6章



(4) 障害児支援

- 施策の方向3 相談支援体制の充実
 施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立
 施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援 (22事業所)	未就学児を対象として事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援 (市内になし)	上肢、下肢又は体幹に機能障がいのある児童を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス (29事業所)	授業の終了後又は学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援 (4事業所)	保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援 (市内になし)	重症心身障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
障害児相談支援 (7事業所)	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に、障害児支援利用計画を作成します。また、障害児通所支援の利用状況の検証等を行います。

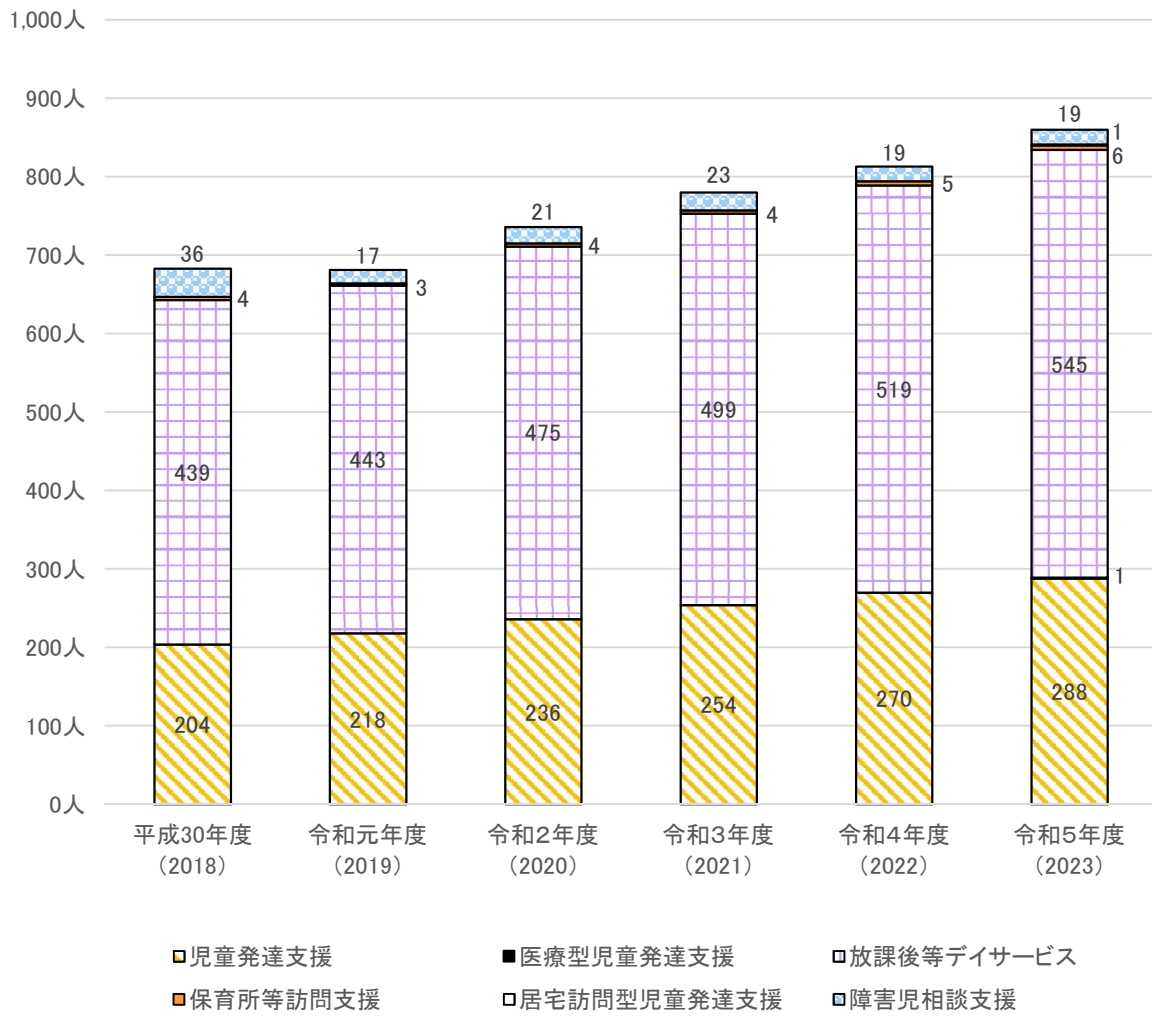
第6章

サービス利用量	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度
児童発達支援	日/月	1,609	1,862	2,134	2,335	2,577	2,815
	人/月	204	218	236	254	270	288
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	5
	人/月	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	日/月	4,455	4,240	4,509	4,600	4,648	4,784
	人/月	439	443	475	499	519	545
保育所等訪問支援	日/月	4	2	3	3	4	5
	人/月	4	3	4	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	2
	人/月	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人/月	36	17	21	23	19	19

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分（令和2（2020）年度は、見込み）

障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画)



5 地域生活支援事業の見込み

(1) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることになっています。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

(2) 地域生活支援事業の種類

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意思疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター
- サ その他任意事業

(3) 第5期障害福祉計画の実績

地域生活支援事業の利用実績

区 分		単 位	平成 30 (2018) 年 度			令和元 (2019) 年 度			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
必 須	移動支援	時間/月	2,205	2,108	95.6	2,183	2,076	95.1	98.5
		人/月	184	209	113.6	182	205	112.6	98.1
任 意	訪問入浴	人/月	21	18	85.7	21	18	85.7	100.0
	日中一時支援	人/月	73	120	164.4	66	107	162.1	89.2

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 時間数は、月間の延べ利用時間数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分

第6章

(4) 地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

施策の方向1 障がい者理解の促進

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

※ 事業の詳細は、第4章参照

項目	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込みます。

イ 自発的活動支援事業

施策の方向1 障がい者理解の促進

施策の方向10 災害時支援体制の強化

施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築

施策の方向12 地域における人材等の養成

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

項目	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込みます。

ウ 相談支援事業

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者及び家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用や権利擁護など、地域で生活していくために必要な相談を行います。

※ 事業の詳細は、第4章参照

項目	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
基幹相談支援センター 実施箇所数	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業 実施箇所数 (基幹相談支援センター を除く。)	5	6	6	6	8	8
市町村相談支援機能強化 事業 実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
住宅入居等支援事業 実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 障害者相談支援事業は、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターで実施

※ 国の基本指針に基づき、実施箇所数について見込みます。

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込みます。

第6章

工 成年後見制度利用支援事業

施策の方向2 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費の全部又は一部を助成することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

項目	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度
実利用者数	1	1	2	2	3	3

※ 国の基本指針に基づき、実利用者数について見込みます。

才 成年後見制度法人後見支援事業

施策の方向2 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人後見の活動を支援します。

※ 権利擁護支援センターが法人後見活動の相談業務を実施

項目	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込みます。

カ 意思疎通支援事業

施策の方向7 社会参加の促進

事業名	事業の内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。

項目	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
手話通訳者の派遣 (個人からの依頼)	件	230	185	70	200	200	200
	人	245	189	75	220	220	220
手話通訳者の派遣 (講演会等)	件	106	57	50	100	105	110
要約筆記者の派遣 (個人からの依頼)	件	6	2	2	2	2	2
	人	6	2	2	2	2	2
要約筆記者の派遣 (講演会等)	件	14	11	5	10	15	20
手話通訳者の設置	箇所	1	1	1	1	1	1

※ 件数は、年間の延べ派遣件数、人数は、年間の実利用者数

※ 令和2（2020）年度は、新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止のため、派遣依頼が減少する見込み

※ 箇所は、設置箇所数

第6章

キ 日常生活用具給付等事業

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

項目	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度
介護・訓練支援用具	件	16	23	25	25	26	26
自立生活支援用具	件	36	26	31	31	31	31
在宅療養等支援用具	件	28	30	30	31	31	32
情報・意思疎通支援用具	件	50	39	58	53	54	56
排泄管理支援用具	件	3,959	4,181	4,000	4,080	4,120	4,200
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	5	3	6	6	6	7

※ 件数は、年間の延べ給付件数

※ 令和2（2020）年度は、見込み

ク 手話奉仕員養成研修事業
施策の方向7 社会参加の促進

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

項目	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
養成講習修了者数	人	68	36	0	40	40	40

※ 令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

ケ 移動支援事業
施策の方向7 社会参加の促進
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
移動支援事業 (17事業所)	屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

項目	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
延べ利用時間	時間	2,108	2,076	2,161	2,200	2,230	2,270
実利用者数	人	209	205	180	210	215	220

※ 時間は、月間の延べ利用時間、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分（令和2（2020）年度は、見込み）

第6章

コ 地域活動支援センター

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
地域活動支援センター	通所利用の障がい者に、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じた事業を行います。

項目	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度
市内地域活動支援センター 実利用者数 （厚木市援護者）	人	103	96	109	117	117	117
他市地域活動支援センター 実利用者数 （厚木市援護者）	人	2	4	3	3	3	3
市内地域活動支援センター設置数	箇所	5	5	5	5	5	5

※ 人数は、年間の実利用者数

※ 令和2（2020）年度は、見込み

サ その他任意事業

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス (5事業所)	重度身体障がい者等の身体の清潔の保持又は心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを行います。
日中一時支援 (8事業所)	障がい者の家族の就労支援や、日常的に介護している家族の休息を図るため、見守り等の支援が必要な障がい者等に、一時的に日中における活動の場を提供します。

項目	単位	第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
訪問入浴サービス 実利用者数	人	18	18	19	21	21	21
日中一時支援 実利用者数	人	120	107	97	100	120	130

※ 人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分（令和2（2020）年度は、見込み）